## 青梅市中小企業従業員等互助会 「たま旅」旅行代金補助

対象期間 2016年3/1(火)~2017年2/28(火)旅行分まで

内 容 旅行代金補助

対 象 会員のみ(会員の旅行代金のみ補助します)



補助金額 2,000円

申請方法 旅行終了後1ヵ月以内に所定の申請書を互助会へ提出。

利用限度 年度内 2回まで。

- ○会員確認をしますので、旅行参加者名が記載された「旅行参加券」(たま旅会員証)の発行を事前に ニュープリンス観光バス㈱ へ申請し、必ず申請書と一緒にご提出ください。
- ○補助対象は「会員」のみとなります。会員家族やご友人は対象になりません。
- ○旅行のお申込み・お問合せ

住 所 八王子市丹木町2-207-1

電 話 042-692-0100

受付時間 9:00~19:00(月~金)、9:00~16:00(土)

土曜日は電話受付のみ。日祝日定休

- 〇申請方法 本会報同封の申請書(「たま旅」旅行代金補助申請書)へご記入の上、旅行参加券と一緒に FAXまたはご郵送ください。会員確認後、ご指定の口座へお振込いたします。
- 〇たま旅ホームページ http://www.tamatabi.jp/
- 〇補助申請書ホームページ http://www.omecci.jp/somu/gojyokai/content/tamatabi201605.pdf